

西川町耐震改修促進計画

山形県西川町

令和4年9月

目 次

1	目 的	P 1
2	計画の位置づけ	P 1
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	P 1
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	P 4
5	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	P 6
6	建築基準法、所管行政庁との連携	P 7
7	その他の関連施策	P 7

1 目的

西川町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するために策定するものである。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

法第6条第1項に基づき策定する本計画は、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

本計画は、山形県建築物耐震改修促進計画及び西川町地域防災計画と整合性を図る。

(2) 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される地震の規模

山形県内においては、主要な4断層帯があり、このうち山形盆地断層帯は、政府の地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード7.8クラスの地震が発生する可能性が北部0.003～8%、南部1%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属している。

(表-1) 想定地震の長期評価

断層名	規模	位置	断層の長さ	発生確率 (30年以内)
山形盆地断層帯	全体：M7.8程度 北部：M7.3程度 南部：M7.3程度	大石田町 ～上山市	約60km 〔北部：約29km〕 〔南部：約31km〕	北部：0.003～8% 南部：1%

(山形県防災危機管理課資料より)

(2) 被害状況

県が作成した、山形盆地断層帯被害想定調査によると、西川町における被害想定は(表-2)のとおりである。

(表－2) 西川町における山形盆地断層帯被害想定調査結果

項目		発災ケース		
		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
人的被害	死者	13人 (0.18%)	16人 (0.19%)	9人 (0.12%)
	負傷者	260人 (3.49%)	297人 (3.47%)	203人 (2.71%)
	避難者	544人 (7.29%)	542人 (6.33%)	426人 (5.71%)
建物被害	全壊	204棟 (4.9%)		146棟 (3.5%)
	半壊	508棟 (12.2%)		429棟 (10.3%)

(山形盆地断層帯被害想定調査より)

(3) 耐震化の現状

① 住宅

令和4年度の固定資産資料から推計する西川町の住宅総数は、2,326戸(表－3)であり、昭和55年以前に建築された住宅が1,023戸で、全体の44.0%を占めている。

構造別では、木造建築住宅が2,276戸と全体の97.9%と高い比率を占めている。その内、昭和55年以前に建築された木造建築住宅は1,014戸であり、木造建築住宅全体の44.6%を占めている。

山形県建築物耐震改修促進計画によると昭和55年以前に建築された住宅の耐震性の推定値を46.8%としている。このことから西川町の昭和55年以前に建築された住宅のうち479戸が比較的耐震性があると推定される。よって、西川町における住宅の耐震化状況は、昭和56年以降に建築された1,303戸と昭和55年以前に建築された住宅で耐震性があると考えられる479戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は1,782戸で、耐震化率は76.6%と推定される。

(表－3) 西川町の住宅総数の推定

(令和4年度固定資産資料からの推計)

建築年代	木造建築住宅	非木造住宅	計	割合
昭和55年以前に建築	1,014戸	9戸	1,023戸	44.0%
昭和56年以降に建築	1,262戸	41戸	1,303戸	56.0%
合計	2,276戸	50戸	2,326戸	

注) 非木造等については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他が含まれる。

(表-4) 住宅の耐震化率の推定

(令和4年度固定資産資料からの推計)

住宅総数 2,326戸	昭和55年以前 1,023戸	うち耐震性なし 544戸(53.2%)	耐震性なし 544戸 23.4%
		うち耐震性あり 479戸(46.8%)	耐震性あり 1,782戸 76.6%
	昭和56年以降 1,303戸		

② 公共施設(西川町所有)

西川町が所有する公共施設のうち住民が多数利用する施設及び災害時の避難所開設場所に指定されている建築物数は61棟である。このうち昭和56年以降に建築された施設は52棟、昭和55年以前に建築された施設は9棟である。昭和55年以前に建築された施設のうち4棟は耐震改修工事を実施しており、1棟は令和4年度中に耐震改修工事を実施予定であることから9棟のうち5棟は、耐震性を有するものとして取扱う。

以上のことから、耐震性を満たすと考えられる公共施設は61棟のうち56棟あり、耐震化率は93.4%である。

(表-5) 町の公共施設区別状況(防災拠点施設及び住民が多数利用する施設)

施設区分	全棟数 A	S56年以降建築棟数 B	S55年以前建築棟数 C	S55年以前建築の割合 C/A	耐震診断済み D	診断の結果、耐震性がある建築物 E	耐震改修済み建築物 F	耐震性のある建築物棟数 G = B+E+F	耐震化率 G/A
学校施設	4	4	0	0.0%	0	0	0	4	100.0%
生涯学習及び体育施設	10	8	2	20.0%	1	0	2	10	100.0%
庁舎	5	3	2	40.0%	1	0	1	4	80.0%
公民館等	11	7	4	36.4%	0	0	1	8	72.7%
公営住宅	28	28	0	0.0%	0	0	0	28	100.0%
保育・医療施設	2	1	1	50.0%	1	0	1	2	100.0%
その他の施設	1	1	0	0.0%	0	0	0	1	100.0%
合計	61棟	52棟	9棟	14.8%	3棟	0棟	5棟	57棟	93.4%

(4) 耐震化の目標設定

① 住宅

西川町の住宅の耐震化は、想定される地震被害の減災対策として重要であり、国の基本方針及び県促進計画による耐震化目標と同じとし、令和 13 年度における耐震化率目標を 95.0%とする。目標とする耐震化率 95%を達成するためには、(表-6) のとおり 428 戸の耐震改修又は住宅の新築建替えが必要であり住宅耐震化の目標戸数とする。

令和 4 年度耐震化率	令和 9 年度耐震化率
76.6%	95.0%

(表-6) 5年後の住宅耐震化率目標

令和 4 年度推計値		⇒	令和 9 年度目標	
住宅 総 数			2,326 戸	2,326 戸
	耐震性あり		1,782 戸 (76.6%)	2,210 戸 (95.0%)
	耐震性なし		544 戸 (23.4%)	116 戸 (5.0%)

◆耐震改修又は新築建替えが必要な戸数 544 戸 - 116 戸 = 428 戸

② 公共施設 (西川町所有)

公共施設については、改築計画及び解体計画のある建築物を除き年次計画により耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震改修及び施設廃止の方向性を決定し、令和 9 年度には耐震化率 100%を目標とする。

町有建築物の耐震化の情報については、耐震診断及び耐震改修をおこなった施設ごとに広報誌等に掲載し公表することに努める。

令和 4 年度耐震化率	令和 9 年度耐震化率
93.4%	100%

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町はこうした取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断の実施の阻害原因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

西川町国土強靱化地域計画に基づき、町民に対し、建物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての普及活動を積極的に行う。また、木造建築住宅の耐震診断及び耐震改修について国庫補助事業や県が実施する支援策を活用しながら補助制度等を検討し耐震化の促進を図る。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

町民が耐震診断や耐震改修等の疑問や問合せについて安心して相談することができるように、県及び総合支庁の耐震相談窓口の設置に合わせて、町でも相談窓口を設置し、住民へ相談対応や情報提供を行う。

(4) 地震時の総合的な安全対策

広報誌やホームページを活用して建築物の耐震化の必要性や地震防災意識の普及・啓発を行い、耐震診断・耐震改修へ誘導する。また、ブロック塀の安全対策として、危険なブロック塀の解消を図るために所有者に指導し除去又は耐震化を促す。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急判定が必要になる場合は、町は判定実施本部等を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行うとともに、判定士受け入れに必要な措置を講じる。

(5) 地震時の通行を確保する道路

① 緊急輸送道路

地震時において、救助をはじめ物資の輸送諸施設の復旧応急対策等を実施するうえで重要となる緊急輸送道路について、山形県耐震改修促進計画及び西川町地域防災計画に基づき定め、地震時に障害とならないようこれらの道路に面する建築物の所有者は、建築物の耐震化に努める。また、緊急輸送道路沿道の町有建物は優先的に耐震化の促進を図る。

② 避難路

西川町地域防災計画で定める避難場所に向かう避難路の安全確保を図るため、地震発生時に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知していくとともに沿道の住宅・建築物の耐震化に努める。

(6) その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に存在する危険住宅については、西川町がけ地近接等危険住宅移転事業により移転等に対し支援を行う。

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの活用

建築物の耐震化促進を図るためには、その地域で発生が予測されている地震や地震による被害の可能性を住民に伝え、耐震化等への意識を啓発することが重要である。

そのため、地震ハザードマップを作成し、これを公表するとともに必要に応じ更新する。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制としては、町で耐震相談窓口を設置し対応するものとし、必要に応じて県及び専門機関の相談窓口を紹介する等情報提供に努める。

(3) 住民への啓発

県が作成した地震への事前対策や、耐震化への意識向上を目的としてパンフレット等を活用し、住宅・建築物の耐震診断・改修に関する知識や情報を提供する。

(4) 自治会との連携

自治会の自主防災活動における一環として、建築物の耐震化を含め地震対策も重要な問題と捉えることができるように町内会へ啓発する。

(5) 家具等転倒防止策

地震時における家具等の転倒防止策についてパンフレット等を活用して住民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

(6) 減災対策

耐震診断の結果、家屋が古く補強ができない場合や高齢者世帯への減災対策として、家具等転倒防止や寝室等の壁の部分補強など、経済的負担が軽く、効果的な減災対策について普及啓発を図る。

(7) ブロック塀の倒壊防止

危険なブロック塀の解消を図るため、所有者に除却等を促す。

6 建築基準法、所管行政庁との連携

建築物の耐震化促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認められる場合、または構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認めた場合は所管行政庁と連携を図りながら所有者等に対して指導・助言をするよう努める。

7 その他の関連施策

耐震診断や耐震改修リフォームの普及・啓発・促進を図るために、(一社)山形県建築士会をはじめとする建築関係公益法人等と山形県及び35市町村で構成する山形県住宅・建築物地震対策推進協議会の一員として関係機関と連携し、耐震改修の促進を図る。